

## 事務・事業の実施状況について（平成 27 年度）

平成 28 年 1 月  
内閣府

北海道に移譲された事務・事業について、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）に基づき、別添のとおりフォローアップを行った。

また、国と北海道が連携し又は共同で事務・事業を実施する連携・共同事業についても、併せてフォローアップを行った。

## 道州制特区移譲事務・事業一覧

NO	移譲事務・事業名	移譲開始時期	所管省庁
1	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務	平成19年 4月	厚生労働省
2	商工会議所に対する監督に関する事務	平成19年 4月	経済産業省
3	調理師養成施設の指定に関する事務	平成19年 4月	厚生労働省
4	鳥獣保護法に係る危険猟法(麻醉薬の使用)の許可に関する事務	平成19年 4月	環境省
5	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止	平成20年12月	文部科学省 厚生労働省
6	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可	平成21年 4月	厚生労働省
7	民有林の直轄治山事業の一部	平成19年 4月	農林水産省
8	直轄通常砂防事業の一部	平成22年 4月	国土交通省
9	開発道路に係る直轄事業	平成22年 4月	国土交通省
10	二級河川に係る直轄事業	平成22年 4月	国土交通省

※既に法令の特例措置から削除された事務や終了した事業を含む。

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務（法第11条、第12条、第15条関係） (平成19年4月)																																																		
(2) 所管省庁	厚生労働省																																																		
(3) 想定している効果 ・目的（計画において記載されているもの）	国設置以外の医療機関についての指定等については、既に道が行っているところであり、本権限が道に移譲されることにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となる。																																																		
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部子ども未来推進局 保健福祉部福祉局福祉援護課 出先機関 道内各保健所及び各福祉事務所</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定内容の変更の届出</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>生活保護法関係</td><td>—</td><td>2 (名称変更)</td><td>—</td><td>2 (名称変更)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>児童福祉法関係</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1 (名称変更)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>斜線</td></tr> <tr> <td>母子保健法関係</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>斜線</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 国等による医療機関等の新規開設実績がなく、また、既指定医療機関においても、指定内容等の変更が生じる事案は少ない。</p>	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	指定内容の変更の届出	0	2	0	3	0	0	0	0	0	生活保護法関係	—	2 (名称変更)	—	2 (名称変更)	—	—	—	—	—	児童福祉法関係	—	—	—	1 (名称変更)	—	—	—	—	斜線	母子保健法関係	—	—	—	—	—	—	—	—	斜線
項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																										
指定内容の変更の届出	0	2	0	3	0	0	0	0	0																																										
生活保護法関係	—	2 (名称変更)	—	2 (名称変更)	—	—	—	—	—																																										
児童福祉法関係	—	—	—	1 (名称変更)	—	—	—	—	斜線																																										
母子保健法関係	—	—	—	—	—	—	—	—	斜線																																										
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>国等設置以外の医療機関についての指定等、これまで既に道が行っていた関連事務と併せて一元的に事務を実施することが可能となり、申請に関する相談先が一本化された。</p> <p>また、これまで道が窓口となり申請書類を受付し、国へ送付していたが、国との書類のやりとりに要する日数を短縮することができることから、処理期間の短縮が図られている。</p> <p>なお、国等設置の指定医療機関に係る変更等の情報は、従来厚生局を通じて道に通知されていたが、道が直接把握できるようになった。</p>																																																		
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価・課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>本権限が道に移譲されたことにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となっており、引き継ぎ後の事務執行について特に混乱なく行われている。</p> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性</p> <p>上記のとおり地域に身近な道が主体的、一元的に事務を実施することが可能となっていることから、生活保護法の特例に関する措置を継続する必要がある。</p> <p>なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の制定に伴う道州制特区推進法の改正により、児童福祉法の特例、母子保健法の特例は削除されたため、当該措置を継続する必要はない。</p>																																																		
(7) 所管省庁による評価	今年度においては、移譲事務の執行について、実績がなかったところであるが、引き続き事務の円滑な実施に努めていただきたい。																																																		

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	商工会議所に対する監督に関する事務（法第13条関係） (平成19年4月)																																																												
(2) 所管省庁	経済産業省																																																												
(3) 想定している効果 ・目的（計画において記載されているもの）	国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な道において手続きを行う範囲が拡大され、申請者の利便性が向上する。																																																												
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 経済部地域経済局中小企業課</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款変更の認可</td><td>12</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>地区</td><td>3</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>議員総会に関する事項*</td><td>5</td><td>1</td><td>2</td><td>—</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>経理に関する事項*</td><td>3</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>常議員会に関する事項*</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の制定による商工会議所法の一部改正により、平成27年度から届出制に変更となった上、都道府県及び政令指定都市に権限移譲されている。</p>	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	定款変更の認可	12	1	3	0	2	1	0	0	0	地区	3	—	—	—	—	—	—	—	—	議員総会に関する事項*	5	1	2	—	—	1	—	—	—	経理に関する事項*	3	—	1	—	—	—	—	—	—	常議員会に関する事項*	1	—	—	—	2	—	—	—	—
項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																				
定款変更の認可	12	1	3	0	2	1	0	0	0																																																				
地区	3	—	—	—	—	—	—	—	—																																																				
議員総会に関する事項*	5	1	2	—	—	1	—	—	—																																																				
経理に関する事項*	3	—	1	—	—	—	—	—	—																																																				
常議員会に関する事項*	1	—	—	—	2	—	—	—	—																																																				
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	道に許認可権限が移譲されたことにより、従来、国と道へ申請しなければならなかつた事項が、道のみへの申請で足りることになり、申請者の利便性の向上につながった。 また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が20日以内となり、処理期間の短縮が図られている。																																																												
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 地域により身近な道のみへの申請で済む範囲が拡大されたことにより、申請者の利便性が向上した。</p> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性 窓口の一本化、手続き迅速化により申請者の利便性が向上しており、今後も地域により身近な道において引き続き手続きを行えるよう措置を継続することが必要である。</p>																																																												
(7) 所管省庁による評価	平成27年度以降の移譲事務については、地区についての定款変更の認可事務等となっているが、当該事務については、平成19年度のみ実績があり、その後の実績はない。本年度も実績はなかったところであるが、移譲された事務については、引き続き円滑な実施に努めていただきたい。																																																												

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名(移譲開始時期)	調理師養成施設の指定に関する事務(法第14条関係) (平成19年4月)																																																		
(2) 所管省庁	厚生労働省																																																		
(3) 想定している効果・目的(計画において記載されているもの)	調理師養成施設の指定を行うための調査、調理師養成施設の指定に関する事務を一体的に道が担うことにより、本道における調理師資格者の水準確保や適切な育成などを道が総合的、計画的に実施することが可能となる。 関係団体にとっては、窓口が一本化されることになり、利便性が向上する。																																																		
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部健康安全局地域保健課</p> <p>②過去の実績等(処理件数、事業費等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の指定</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>内容変更の承認</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>名称等の変更等の届出</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>養成施設の指導調査</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>斜線</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 道内で16施設指定されているが、施設の新規開設は19年4月の移譲後5件(うち2件は所在地の変更に伴うもの)、内容変更等は年に3~4件程度、指導調査は4件程度である。</p>	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	施設の指定	1	1	—	—	3	—	—	—	斜線	内容変更の承認	—	2	1	2	—	2	1	—	斜線	名称等の変更等の届出	4	3	—	2	—	2	2	—	斜線	養成施設の指導調査	—	4	4	4	1	5	3	6	斜線
項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																										
施設の指定	1	1	—	—	3	—	—	—	斜線																																										
内容変更の承認	—	2	1	2	—	2	1	—	斜線																																										
名称等の変更等の届出	4	3	—	2	—	2	2	—	斜線																																										
養成施設の指導調査	—	4	4	4	1	5	3	6	斜線																																										
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	養成施設への指導調査において、調理師資格者の水準確保や適切な育成が行われるよう申請者への指導や助言を行っている。																																																		
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題(改善すべき事項等)の抽出</p> <p>申請から認可等までの平均的処理日数について、「指定」は約6か月程度(国)が4~5か月程度(道)、「変更承認」は1~2か月程度(国)が3週間~1か月程度(道)となっており、期間の短縮効果があった(移譲前後5年間の比較)。しかし、指定等に関する事務については、関係法令及び厚生労働省及び北海道厚生局の取り扱いに基づき、道の調理師養成施設指定等業務マニュアル及び養成施設等指導調査要領を作成することとなり、道独自に法令の弾力的運用(改正等)が実質的に困難であることから、想定している効果の一つである「水準の確保や適切な育成」を一層高めることが課題である。</p> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)の制定に伴う道州制特区推進法の改正により、調理師法の特例は削除されたため、本措置を継続する必要はない。</p>																																																		
(7) 所管省庁による評価	移譲した事務については、適切な指導や助言が行われていると考えられる。指定業務についても、当省から発出している調理師養成施設の指定等に関する業務マニュアル及び調理師養成施設指導ガイドラインを技術的助言として参照の上、調理師資格の水準の確保や適切な育成につながる運用に努めていただきたい。																																																		

## 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可に関する事務（法第16条関係）（平成19年4月）																				
(2) 所管省庁	環境省																				
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	知事が、鳥獣の捕獲許可事務と麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可事務とを一元的に処理することにより、許可申請者の手続きが軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続きの迅速化及び効率化が図られる。																				
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等            道本府 環境生活部環境局生物多様性保全課            出先機関 各（総合）振興局保健環境部環境生活課            （知事の所管する鳥獣の捕獲許可については、捕獲区域が2以上の振興局の管轄区域にわたるものにあっては本府で許可し、それ以外のものにあっては各（総合）振興局で許可している。このことから、麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可についても、上記の鳥獣の捕獲許可と同様の対応としている。）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻酔薬使用許可</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>5</td><td>8</td><td>10</td><td>15</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	麻酔薬使用許可	2	3	5	4	5	8	10	15	5
項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27												
麻酔薬使用許可	2	3	5	4	5	8	10	15	5												
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可を申請するときは必ず、別途、鳥獣の捕獲許可の申請を要することから、申請窓口が一本化されたことにより申請者の利便性が向上した。</p> <p>また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が2週間以内（道本府処理の場合2週間、各（総合）振興局の場合1週間）となり、処理期間の短縮が図られている。</p> <p>なお、道では、移譲事務の円滑な実施を図るため、「危険猟法許可取扱要領」を定めているところ。</p>																				
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出            許可申請者の手続きが軽減し利便性が向上するとともに、許可事務手続きの迅速化及び効率化が図られ、想定したとおりの効果があり、今のところ改善すべき事項など、課題は見当たらない。</p> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性            申請窓口が一本化されることにより、申請者の利便性が向上するとともに、審査する側としても同一の鳥獣に対する捕獲行為への意思を統一することができる。</p> <p>また、鳥獣保護管理法の改正により市街地における麻酔銃猟が可能となり、それらの許可事務については都道府県が行うこととなっているため、市街地への出没による当該猟法による捕獲の必要性が生じた場合に、迅速に対応することが可能となる。</p> <p>以上のことから、本措置は継続する必要がある。</p>																				
(7) 所管省庁による評価	当該地域における事務に特段の支障は発生しておらず、道において適切に事務処理が実施されていることから、継続の必要性が認められる。																				

## 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止(平成20年12月)
(2) 所管省庁	文部科学省、厚生労働省
(3) 想定している効果・目的(計画において記載されているもの)	医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行う。
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 保健福祉部地域医療推進局地域医療課 総務部法人局大学法人室
	②過去の実績等(処理件数、事業費等) 平成21年4月1日に平成29年度までの入学定員を105名から110名に変更した学則を施行
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	文部科学大臣への届出が廃止されたことにより、本道の医師不足の状況などに応じた柔軟な収容定員の変更が可能となった。 また、将来的には、医師の人材の育成による地域医療への貢献が期待できる。
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 (評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、長期的に効果を検証する必要があるところであるが、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待できる。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施していく必要がある。</li> </ul> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本道においては、未だ医師不足が深刻な状況にあることから、地域医療を担う医師を養成するためには、国の「緊急医師確保対策」等により暫定的に増員された入学定員を时限終了後も維持する必要がある。</li> <li>・札幌医科大学において、現在、入学定員増に対応できるよう(最大125名)教育研究施設の整備を行っているところ。</li> <li>・行政の効率化を図るため、本措置を継続する必要がある。</li> </ul>
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	本件は平成21年度のみの実績であり、その想定している効果が達成されたかについては、今後の医師の地域への定着状況や道内の医療提供体制の状況等を踏まえつつ、検証を行っていくことが必要である。

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可 (平成21年4月)																																																																																
(3) 想定している効果・目的(計画において記載されているもの)	水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可等に関する事務について、事業者に身近な道が実施することにより、これらの事業の認可申請等における事業者の利便性が向上するとともに、事業者に対する道による迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。																																																																																
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 本 庁 環境生活部環境局環境推進課 出先機関 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課 (移譲事務の関係書類は、道へ移管となった23の水道事業者等のうち、札幌市、小樽市、函館市、旭川市、石狩西部広域水道企業団については本庁に直接、その他の水道事業者等については総合振興局(振興局)を経由して、本庁に提出される。)</p> <p>②過去の実績等(処理件数、事業費等) ・認可、届出 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記載事項の変更に係る届出 (法第7条第3項)</td><td>7</td><td>2</td><td>6</td><td>4</td><td>-</td><td>-</td><td>21</td></tr> <tr> <td>事業変更に係る届出 (法第10条第3項等)</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>給水開始前の届出 (法第13条第1項等)</td><td>6</td><td>11</td><td>5</td><td>7</td><td>16</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr> <td>料金の変更に係る届出 (法第14条第5項)</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td><td>2</td><td>12</td><td>6</td></tr> <tr> <td>業務の委託に係る届出 (法第24条の3第2項)</td><td>-</td><td>1</td><td>-</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td><td>4</td></tr> </tbody> </table> <p>・立入検査(法第39条第1項) (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧大臣認可の全水道事業者等を対象</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>・交付金の措置(~H25) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業認可等事務取扱交付金額</td><td>736</td><td>589</td><td>442</td><td>294</td><td>147</td><td>/</td><td>/</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか</p> <p>認可申請、届出の提出先が、厚生労働省(本省)から道となり、その協議を含め、水道事業者等の利便性が向上した。 水道事業者等に対し年1回の立入検査を行うなど、きめ細やかな対応が可能となった。 自然災害や水道事故などの発生時において、迅速な情報収集や水道事業者等に対する指導助言など、緊急時の対応が向上した。 また、水道事業者の広域化や今後の課題解決に対する助言等がしやすくなっている。</p> <p>(6) 特定広域団体による評価</p> <p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 移譲後の事務執行については、特に混乱なく行われているところであり、上記(5)のとおり、水道の安全・安心の確保の点から権限移譲の効果は高い。 事務執行に係る予算は「水道事業認可等事務取扱交付金」として平成21年度から措置されていたが、業務の効率化を図ることとして年々減額となり、平成25年度までの5年間で終了となったところである。 事務移譲に関しては、権限・財源の一体的移譲が大前提であり、業務の効率化を図っているものの、当該事務に必要な経費について国からの予算措置が望まれる。</p> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性 事業者の認可申請等における利便性が向上しており、今後も事業者に対し迅速かつきめ細やかな対応を行うため、本措置を継続する必要がある。</p>	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	記載事項の変更に係る届出 (法第7条第3項)	7	2	6	4	-	-	21	事業変更に係る届出 (法第10条第3項等)	1	2	1	3	2	-	-	給水開始前の届出 (法第13条第1項等)	6	11	5	7	16	11	12	料金の変更に係る届出 (法第14条第5項)	2	1	1	-	2	12	6	業務の委託に係る届出 (法第24条の3第2項)	-	1	-	2	1	-	4	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	旧大臣認可の全水道事業者等を対象	23	23	23	23	23	23	-	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	水道事業認可等事務取扱交付金額	736	589	442	294	147	/	/
項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																																										
記載事項の変更に係る届出 (法第7条第3項)	7	2	6	4	-	-	21																																																																										
事業変更に係る届出 (法第10条第3項等)	1	2	1	3	2	-	-																																																																										
給水開始前の届出 (法第13条第1項等)	6	11	5	7	16	11	12																																																																										
料金の変更に係る届出 (法第14条第5項)	2	1	1	-	2	12	6																																																																										
業務の委託に係る届出 (法第24条の3第2項)	-	1	-	2	1	-	4																																																																										
項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																																										
旧大臣認可の全水道事業者等を対象	23	23	23	23	23	23	-																																																																										
項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																																										
水道事業認可等事務取扱交付金額	736	589	442	294	147	/	/																																																																										

(7) 所管省庁による評価

北海道における水道基幹管路の耐震適合率は39.9%（平成25年度）と全国平均の34.8%よりもやや高いものの、経年管率は9.1%（平成25年度）と全国平均の10.5%とほぼ同様にあること等を踏まえ、引き続きアセットマネジメントの実施を推進するなど、新水道ビジョンに示す安全・強靭・持続に資する取組を推進していただきたい。

なお、「水道事業認可等事務取扱交付金」については、特定広域団体の事務として定着するまでの措置として期間を5年と設定し、平成21年度から行ってきたものであり、事務の定着まで十分な期間が経過したことから平成25年度をもって終了しているところである。

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	民有林の直轄治山事業の一部（法第7条第2項第4号口関係） (平成19年4月)																
(2) 所管省庁	農林水産省																
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	国が行う治山施設の整備と道が実施する保育、植栽事業等を一元的に行うことで、流域内の民有林と一体として地域の実情に応じた治山事業等を効果的かつ効率的に実施することが可能となる。																
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 水産林務部林務局治山課 出先機関 空知総合振興局森林室（石狩川） 後志総合振興局森林室（尻別川）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等） ・交付金に関する措置</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>269,659</td> <td>209,676</td> <td>479,335</td> </tr> <tr> <td>国への交付金</td> <td>190,000</td> <td>146,380</td> <td>336,380</td> </tr> <tr> <td>道の負担額</td> <td>79,659</td> <td>63,296</td> <td>142,955</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 交付金の額は、工事費、人件費及び事務費を積算できることとなっている。</p> <p>・職員の移籍 事業期間（H19～H20）の短さや事業量が少なかったことなどから、職員の移籍はなかった。</p> <p>※ 石狩川地区の事業については19年度に終了、尻別川地区の事業については20年度で終了し、当該移譲事業はすべて終了。</p>		平成19年度	平成20年度	合計	全体事業費	269,659	209,676	479,335	国への交付金	190,000	146,380	336,380	道の負担額	79,659	63,296	142,955
	平成19年度	平成20年度	合計														
全体事業費	269,659	209,676	479,335														
国への交付金	190,000	146,380	336,380														
道の負担額	79,659	63,296	142,955														
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	当該移譲事業の施工管理と、近隣での森林整備等の補助治山事業の施工管理を道が一体的に行えることで、これまで国と道がそれぞれ行っていました施工工事の監督業務のための経費及び時間が削減されるなど、事業が効率的に執行されている。																
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 当該事業が道に移譲された後についても、地域住民の生命、財産の安全を確保するという事業本来の目的を達するため、支障なく事業が実施できている。 将来、移譲を求める民有林の直轄治山事業を実施する場合においては、これまでと同様に交付金の額は、工事費、人件費及び事務費を積算できるようにする必要がある。</p> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性 石狩川地区及び尻別川地区の当該移譲事業については平成20年度までに終了しており、現在、北海道において国が実施している民有林の直轄治山事業はない。 将来、事業が発生した場合、流域内の民有林一体として地域の実情に応じた治山事業等を特定広域団体が、効果的かつ効率的に実施できるよう、措置を継続する必要がある。</p>																
(7) 所管省庁による評価	当該移譲事業については、北海道により滞りなく事業が進められ、平成20年度をもって全て終了している。引き続き措置を継続し、地域の安全・安心の確保に努めていただきたい。なお、交付金額の積算については、平成22年度から直轄事業負担金制度が見直され、事務費等の負担金を請求しないこととしており、今後検討していく必要がある。																

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	直轄通常砂防事業の一部（法第7条第2項第4号イ関係） (平成22年4月)																																								
(2) 所管省庁	国土交通省																																								
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防設備の管理を含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた砂防事業を行うことが可能となっている。																																								
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 建設部土木局河川砂防課 出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部（石狩川水系） 十勝総合振興局帯広建設管理部（十勝川水系）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等） ・交付金に関する措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: right;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>134</td> <td>367</td> <td>478</td> <td>194</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>1,473</td> </tr> <tr> <td>国への交付金</td> <td>97</td> <td>267</td> <td>348</td> <td>130</td> <td>108</td> <td>107</td> <td>1,057</td> </tr> <tr> <td>道の負担額</td> <td>37</td> <td>100</td> <td>130</td> <td>64</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>416</td> </tr> <tr> <td>累計進捗率</td> <td>9%</td> <td>34%</td> <td>66%</td> <td>79%</td> <td>90%</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記については今後行う予定の全体計画変更を前提としている。また、交付金の額は工事費及び人件費のみ積算できることとなっている。</p> <p>・職員の移籍 事業箇所の工事内容に直轄施工時代からの継続性を保つ上で国の職員の移籍を要する箇所がないとされたことから、職員の移籍はなかった。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計	全体事業費	134	367	478	194	150	150	1,473	国への交付金	97	267	348	130	108	107	1,057	道の負担額	37	100	130	64	42	43	416	累計進捗率	9%	34%	66%	79%	90%	100%	—
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計																																		
全体事業費	134	367	478	194	150	150	1,473																																		
国への交付金	97	267	348	130	108	107	1,057																																		
道の負担額	37	100	130	64	42	43	416																																		
累計進捗率	9%	34%	66%	79%	90%	100%	—																																		
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	事業の移譲によって、道は、同一区域内にある急傾斜地等の対策や土砂災害危険区域の指定などのソフト対策と合わせた総合的な土砂災害対策を、効率的に実施することや、土砂災害対策に関する地域住民等からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能になった。																																								
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>上記のとおり効率的な実施や地域の実情に応じた事業の実施が可能となっており、想定したとおりの効果があった。一方、事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。</p> <p>将来、移譲を求める直轄通常砂防事業の一部を実施する場合においては、これまでの交付金の額の工事費に加え、事務的経費を積算できるようにする必要がある。</p> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性</p> <p>移譲対象溪流は、直轄通常砂防事業を実施している石狩川水系（豊平川）、十勝川水系の内、国として最低限実施すべき基幹的な砂防設備の整備が概ね完了した3溪流で、交付金に係る全体計画における砂防施設の整備については、平成27年度に終了する予定である。</p> <p>現在、北海道において国が実施している直轄通常砂防事業において、国として最低限実施すべき基幹的な砂防設備の整備が概ね完了した同様な条件の溪流はない。</p> <p>将来、同様の溪流等が発生した場合、地域に身近な特定広域団体が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防設備の管理を含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を行えるように措置を継続する必要がある。</p>																																								
(7) 所管省庁による評価	事業については適切に実施されており、国としても北海道の事業計画に基づく要望を踏まえ、必要額を予算措置してきたところ。 なお、交付金の交付対象については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。																																								

## 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	開発道路に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ハ関係） (平成22年4月)																																								
(2) 所管省庁	国土交通省																																								
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一緒に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となっている。																																								
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等</p> <p>道本庁 建設部土木局道路課</p> <p>出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部（美唄富良野線） 渡島総合振興局函館建設管理部（北檜山大成線） 胆振総合振興局室蘭建設管理部（北進平取線） 上川総合振興局旭川建設管理部（富良野上川線） 留萌振興局留萌建設管理部（名寄遠別線）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <p>○交付金に関する措置</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>全体事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>2,660</td> <td>3,000</td> <td>2,990</td> <td>3,100</td> <td>3,255</td> <td>3,330</td> <td>35,466</td> </tr> <tr> <td>　　国への交付</td> <td>2,128</td> <td>2,400</td> <td>2,392</td> <td>2,480</td> <td>2,604</td> <td>2,664</td> <td>28,373</td> </tr> <tr> <td>　　道の負担</td> <td>532</td> <td>600</td> <td>598</td> <td>620</td> <td>651</td> <td>666</td> <td>7,093</td> </tr> <tr> <td>累計進捗率</td> <td>8%</td> <td>16%</td> <td>24%</td> <td>33%</td> <td>42%</td> <td>52%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できることとなっている。</p> <p>○事業期間の延長等</p> <p>美唄富良野線及び名寄遠別線は、移譲当初は把握できなかった地すべり対策などにより、道州制特区計画の適用期間である平成27年度までに事業が完了することは出来ない状況。</p> <p>○職員の移籍</p> <p>事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工時代からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土交通省北海道開発局職員（3名）を期限付きで受け入れている。</p> <p>【配置事業箇所：美唄富良野線、名寄遠別線及び北進平取線】</p> <p>現在は、北進平取線の完成（平成26年度）に伴い、2名の職員の受け入れとなっている。</p>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	全体事業費	全体事業費	2,660	3,000	2,990	3,100	3,255	3,330	35,466	国への交付	2,128	2,400	2,392	2,480	2,604	2,664	28,373	道の負担	532	600	598	620	651	666	7,093	累計進捗率	8%	16%	24%	33%	42%	52%	—
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	全体事業費																																		
全体事業費	2,660	3,000	2,990	3,100	3,255	3,330	35,466																																		
国への交付	2,128	2,400	2,392	2,480	2,604	2,664	28,373																																		
道の負担	532	600	598	620	651	666	7,093																																		
累計進捗率	8%	16%	24%	33%	42%	52%	—																																		
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	これまで、国が道道の一部区間を開発道路として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が路線全体を一体的に整備することが可能となつたため、工事の施工管理等に要する経費が削減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となった。																																								

(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>上記のとおり効率的な実施や地域の実情に応じた事業の実施が可能となっており、想定したとおりの効果があった。一方、人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。</p>
	<p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性</p> <p>引継後の事業そのものは、特に支障なく実施されており、想定したとおりの効果があったが、平成27年度までに完了しない事業があるため、国の計画期間を延長し、平成28年度以降も交付金の措置を継続する必要がある。</p>
(7) 所管省庁による評価	<p>移譲された事業については、技術的な追加調査や対策等が見込まれる箇所があり、平成27年度までに完了しない状況ではあるものの適切に実施されている。</p> <p>なお、交付金の交付対象については、事業を移譲した際に北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。</p>

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	二級河川に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ニ関係） (平成22年4月)																																								
(2) 所管省庁	国土交通省																																								
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間（道管理部分）と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となっている。																																								
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本府 建設部土木局河川砂防課 出先機関 宗谷総合振興局稚内建設管理部（声問川水系） 釧路総合振興局釧路建設管理部（標津川水系）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等） ・交付金に関する措置</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>780</td> <td>480</td> <td>400</td> <td>340</td> <td>3,680</td> </tr> <tr> <td>　　国への交付金</td> <td>714</td> <td>714</td> <td>663</td> <td>408</td> <td>340</td> <td>289</td> <td>3,128</td> </tr> <tr> <td>　　道の負担額</td> <td>126</td> <td>126</td> <td>117</td> <td>72</td> <td>60</td> <td>51</td> <td>552</td> </tr> <tr> <td>累計進捗率</td> <td>23%</td> <td>46%</td> <td>67%</td> <td>80%</td> <td>91%</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できることとなっている。          ・職員の移籍          事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工時代からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土交通省北海道開発局職員（1名）を期限付きで受け入れている。          【配置事業箇所：標津川水系】</p>	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計	全体事業費	840	840	780	480	400	340	3,680	国への交付金	714	714	663	408	340	289	3,128	道の負担額	126	126	117	72	60	51	552	累計進捗率	23%	46%	67%	80%	91%	100%	—
項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計																																		
全体事業費	840	840	780	480	400	340	3,680																																		
国への交付金	714	714	663	408	340	289	3,128																																		
道の負担額	126	126	117	72	60	51	552																																		
累計進捗率	23%	46%	67%	80%	91%	100%	—																																		
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	これまで、国が二級河川の一部区間を指定河川として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が二級河川区間全体を一体的に整備することが可能となったため、工事の施工管理等に要する経費が軽減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民等からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となった。																																								
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出          上記のとおり効率的な実施や地域の実情に応じた事業の実施が可能となっており、想定したとおりの効果があった。一方、人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。          将来、移譲を求める指定河川の事業を実施する場合においては、これまでの交付金の額の工事費及び人件費に加え、人件費以外の事務的経費を積算できるようにする必要がある。</p> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性          当該移譲事業については、平成27年度に終了する予定であり、現在、北海道において国が指定河川として整備を行っている河川はない。          将来、同様な河川が発生した場合、地域に身近な特定広域団体が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を行えるように措置を継続する必要がある。</p>																																								
(7) 所管省庁による評価	移譲された事業については、特に支障なく実施されている。なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべき措置したところ。																																								

## 道州制特区連携・共同事業一覧

NO	連携・共同事業の内容	関係府省
1	CIQ業務への地方公共団体職員派遣	法務省、財務省、厚生労働省
2	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	財務省
3	税務に関する相談や広報事業の共同実施	財務省
4	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	厚生労働省
5	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	厚生労働省、経済産業省
6	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	厚生労働省
7	国有林と民有林が一体となった森林づくり	農林水産省
8	農作物被害調査の共同実施	農林水産省
9	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	農林水産省
10	食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	農林水産省
11	道内における食育推進活動の共同実施	農林水産省
12	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	農林水産省
13	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	農林水産省
14	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	経済産業省
15	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	国土交通省
16	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	国土交通省
17	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	国土交通省、内閣府、総務省
18	道路管理者が連携した案内標識の整備	国土交通省
19	ビジット・ジャパン事業に関する連携	国土交通省
20	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	環境省

※平成23年度までに終了した事業は平成23年度に実施した評価をもって評価を実施したとみなす。  
※既に終了した事業を含む。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	CIQ業務への地方公共団体職員派遣
(2) 関係省庁等	法務省、財務省、厚生労働省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	地方公共団体職員の派遣によるCIQ業務の一部補完などにより、CIQ業務の円滑化、迅速化を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	工程表なし
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	平成18年度及び19年度の2年間、札幌入国管理局において、行政実務研修員として北海道、帯広市及び旭川市の職員各1名を受け入れ、入国管理局との連携が強化されたが、自治体側の事情により、平成20年度以降、地方公共団体職員の派遣は行われていない。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出          近年、新千歳空港を始めとする道内空港への国際定期便・チャーター便の就航が増加しており、CIQ体制の更なる充実が求められているところ。国においても、入国管理局職員の増員など体制の強化が図られている。          なお、平成20年度以降、地方公共団体職員の派遣は行われておらず、現在のところ、本事業に係る課題はない。</p> <p>②措置を継続する必要性          今後も、国際定期便の新規就航や増便、チャーター便の増加などが想定されるところであり、今後の状況によっては、再度派遣を検討する可能性もあることから、制度を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	地方空港への定期便・チャーター便の乗入れ等については、近隣官署からの職員派遣により対応しているところであり、特段、民間団体等からの申入れはない。また、平成18年6月に旭川空港を出入国港、税関空港、検疫飛行場に指定し、必要な業務処理体制の整備を図っているほか、業務量（入国者数）に応じて最寄の官署から応援派遣等を行っている。地方公共団体職員の派遣によりCIQ業務の一部を補完させる必要性及び当該事業継続の必要性は乏しいと考えるが、今後も必要に応じて協議を行うとともに、引き続き、地方空・海港におけるCIQ業務の円滑化、迅速化に努めていくこととしたい。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	共同データベース構築による法人設立届の一本化
(2) 関係省庁等	財務省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	国、道で申告情報の共有化を図るなど、引き続き一層の連携を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	連携を図るための情報交換を実施しており、工程表に沿って事業を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	単体法人の申告情報等に加え、連結法人の申告情報等の磁気テープによる提供を行うことにより、行政の効率化を図っている。
(6) 特定広域団体による評価	<p>① 評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 国における申告情報等について、磁気テープの提供を受けることによりデータの共有化が行われており、一定の連携が図られている。</p> <p>② 措置を継続する必要性 今後も、国と道における申告情報等のデータの共有化について、一層の連携を図っていくため、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	<p>申告情報等の磁気テープによるデータの共有化について、年1回情報交換を行い、連携を深めたと評価している。</p> <p>今後も、より一層の連携を図っていくため、情報交換を行っていきたい。</p>

# 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	税務に関する相談や広報事業の共同実施
(2) 関係省庁等	財務省、市町村
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定申告期における3税の税務相談窓口の設置を含めた各種取組を引き続き実施する。</li> <li>・ 3税に関する広報及び租税教育を連携して実施する。</li> </ul>
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<p>下記のとおり、工程表に沿って、事業を実施している。</p> <p>1 「税務相談」について 確定申告期においては、現在でも3税協力の一環として3税協議会等において協議の上、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施している。</p> <p>2 「広報活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税教育推進協議会において、情報交換を行っている。</li> <li>・ それが租税教育推進協議会の構成員となり、副教材の作成・配付を行っている。</li> <li>・ 租税教室への講師派遣に関しては、国税と地方税等との間で連携を図っている。</li> </ul> <p>(注) 租税教育推進協議会の主な構成員：札幌国税局、北海道、市町村及び道・市町村の教育関係機関</p>
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>1 「税務相談」について 確定申告期における、3税の協力により、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組の実施により、納税者利便と行政効率の向上が図られている。</p> <p>2 「広報活動」について 市町村が発行している広報誌やホームページ上での税情報の提供については、効率的に広報できる媒体であり、納税者等に対し一定の周知が図られていると思われる。 また、ポスターや作文の募集及び副教材作成（あるいは講師派遣）については、学校現場において教師自らが租税教育を実施するための支援策の1つとして有効であり、取組に理解を示してくれる教育関係者も多い。</p>
(6) 特定広域団体による評価	<p>① 評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>1 「税務相談」について 国税、都道府県税及び市町村税の対応を行う相談窓口の共同開設については、納税者に対する責任の所在等に関して課題があるところであるが、確定申告期については、北海道地方税務協議会において相談窓口を含め3税が連携した取組を実施することを協議して実施しており、納税者の利便性の向上が図られており、一定の成果が得られている。</p> <p>2 「広報活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「広報」について 3税が連携したTV番組や広報誌による広報については、必要な税情報の提供を国に求めるこになつており、また、ホームページではeLTAXやe-Taxについて相互にリンクを設定し、連携した取組に努めている。また、確定申告や税制改正の周知などについて広報誌へ掲載したり、リーフレットを設置するなど相互に協力しており、一定の連携した取組が図られている。</li> <li>・ ポスター展や作文コンクール等の実施</li> </ul>

	<p>国、道、市町村及び道と市町村の教育機関で構成する北海道租税教育推進協議会において、ポスターや作文の募集について周知を図るなど連携した取組が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高に対する教材（あるいは講師）の提供</li> </ul> <p>国、道、市町村及び道と市町村の教育機関で構成する北海道租税教育推進協議会において、中学生向けの租税教育用副教材を作成しており、一定の連携した取組が行われている。</p> <p>また、各地区における地方税務協議会では、国税と地方税の職員が協力して租税教室へ講師の派遣を行っており、連携した取組が図られている。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>1 「税務相談」について</p> <p>今後も、確定申告期を含め3税が連携した税務相談の取組の実施に向けて、情報交換や検討を行っていくため、措置を継続する必要がある。</p> <p>2 「広報活動」について</p> <p>より効果的な広報の実施に向け、3税が連携を図り情報交換や協議を行っていくため、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	<p>1 「税務相談」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税、地方税に係るすべての法令等の細部にわたる解釈を問う納税者のニーズに的確に対応するためには、当該税目を所掌している機関の職員が責任をもって正確に回答等することが必要である。</li> <li>・また、誤指導等が発生した場合など、納税者に不測の損害を与えた場合の責任と権限の所在を明らかにしておく必要があることから、国税、地方税当局が所管外の事項について、責任をもって適切に相談事務を実施できるか疑問であることから、常設する相談窓口の一元化は、困難と考えられる。</li> <li>・ただし、確定申告期においては、現在でも3税協力の一環として3税協議会等において協議の上、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施しているところであり、納税者利便と行政効率向上の観点から、更なる協力について積極的に検討していきたい。</li> </ul> <p>2 「広報活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TV番組の作成（税専門の番組）</li> <li>・北海道として新たにTV番組を作成する場合には、必要な税情報を提供する。</li> <li>・広報誌の定期発行</li> <li>・北海道として広報誌を定期的に発行する場合には、必要な税情報を提供する。</li> <li>・3税のホームページの開設</li> <li>・重点的に広報すべき事項がある場合は、それぞれのホームページに掲載し、相互に閲覧可能な状態とする。</li> <li>・ポスター展や作文コンクール等の実施</li> <li>・既に租税教育推進協議会において支援活動を行っているが、今後も、更なる応募の充実と効果的な実施に向けて情報交換する必要がある。</li> <li>・小中高に対する副教材（あるいは講師）の派遣</li> <li>・わが国の次代を担う児童・生徒に対し、租税の意義や役割を正しく理解してもらう租税教育は、その重要性が増している。</li> <li>・したがって、以下のとおり、租税教育推進のための諸施策について、租税教育推進協議会を通じ、更なる連携等を図る。</li> <li>① 中学生向けの租税教育用副教材については、全道版を北海道租税教育推進協議会として作成しており、今後も連携して作成する。</li> <li>② 国税及び地方税職員が講師となって行う租税教室については、学校教師が自ら租税教育を実施できるよう、講師派遣に関し北海道及び市町村職員との更なる連携・協調に努める。</li> </ul>

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	国と道の連携強化による医師の臨床研修体制の充実
(2) 関係省庁等	厚生労働省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	国と道の連携を一層強化し、臨床研修体制の充実、強化を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	平成17年以降、北海道と北海道厚生局が協力し、北海道臨床研修病院等連絡協議会及び北海道ブロック臨床研修制度協議会の合同開催や、学生向けの臨床研修病院説明会を定期的に実施しており、工程表に沿って連携した取り組みを実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	北海道臨床研修病院等連絡協議会や北海道ブロック臨床研修制度協議会を合同で開催することにより道内の臨床研修病院、道、国相互の連携強化が図られ、また、学生向けの臨床研修病院説明会の実施により北海道内の臨床研修病院における研修医の確保が図られる。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出            道内の臨床研修病院、国、道相互の連携強化により、効率的な研修医確保対策が図られており、平成24年度以降、道内の臨床研修医の採用数は増加傾向にある。            今後も引き続き連携強化を図り、臨床研修制度を所管する国からの積極的な情報提供を受けながら、本道の研修医確保対策の充実に努める必要がある。</p> <p>②措置を継続する必要性            本道においては、医師不足が深刻な状況にあることから、臨床研修医の確保対策が重要となっており、また、行政の効率化を図る観点からも、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	臨床研修実施体制において、道と北海道厚生局とは適切に連携がされていると考えられ、引き続き円滑な共同事業の実施に努めてまいりたい。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成
(2) 関係省庁等	厚生労働省、経済産業省、市町村等
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	国、道、市町村、産業界、労働界が連携し、地域の特性に応じた雇用創出に向けた連携・共同事業を実施するためのプログラムを作成する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	北海道労働局、北海道経済産業局及び北海道により、「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」を策定、毎年度進捗状況を把握し、次年度の取組を策定しており、工程表に沿って関係機関の連携した取組を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	「ジョブカフェ北海道」等を活用し、若年求職者等に対する職業カウンセリングからハローワークと連携しての適職へのマッチング、合同企業説明会等の就職支援サービスを総合的に提供するとともに、若年人材の採用に意欲のある中小企業の開拓や職場定着のためのコンサルティング等の事業により、若年者の就職促進及び中小企業の人材確保や定着に一定の成果を上げている。また、求職者を対象としたセミナーについては、90%を越える受講者が「役立つ」と評価している。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出          北海道と北海道労働局及び北海道経済産業局が密接な連携を図ることにより、「ジョブカフェ北海道」等を活用した若年者の就業支援等雇用創出に向けた事業を円滑に実施することができ、地域の若年求職者の就職促進及び中小企業の人材確保や定着に一定の成果を上げている。</p> <p>②措置を継続する必要性          今後も効果的に事業を実施するため、引き続き北海道と北海道労働局及び北海道経済産業局が密接な連携のもと実施し、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	<p>「ジョブカフェ北海道」では、若年求職者に対するセミナーや面接トレーニング・カウンセリング等の個別支援、U I Jターン事業や合同企業説明会等による企業とのマッチングの促進、職場定着支援等、充実した取組が行われている。</p> <p>なお、ジョブカフェ北海道と札幌わかものハローワーク・札幌新卒応援ハローワークの利用者登録の統一と共同受付、支援メニューの一体的提供が実施されており、利用者の利便性の向上と就職支援の実効性を高め、地域の若年求職者の就職促進及び中小企業の人材確保や定着に成果を上げている。</p> <p>また、当該取組は、地域の雇用対策に一体となって取り組むため締結する「雇用対策協定」に基づく取組として実施しているため、運営協議会を開催するなど、計画的なP D C Aサイクルの下、効果的な事業が可能となっている。</p>

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	国と道の連携による各種雇用創出と職業紹介事業の連携
(2) 関係省庁等	厚生労働省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	国と道の連携を密にし、適材の雇用が可能な仕組みをつくる。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	北海道労働局、北海道経済産業局及び北海道により策定された「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」における取組に位置付け、毎年度進捗状況を把握し、次年度の取組を策定しており、工程表に沿って連携した取組を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	U・Iターン就職希望者及び道内求人企業に対し、求人・求職情報や関連情報の提供を連携して実施しており、また、北海道労働局と北海道が共同で「北海道U・Iターンフェア」（合同企業説明会）を東京で開催するなどして、道外からの人材誘致に一定の成果を上げている。フェアでは、参加企業の約8割から大変良い・良いと好評を得ており、8割以上の企業から次年度の参加意向があった。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出          参加企業からも好評を得ており、道外からの人材誘致に一定の成果を上げている。また、企業から定員の2倍の応募があることや、参加企業、参加U・Iターン希望者の双方から複数回の開催の希望があることから、複数回の開催を検討する必要がある。</p> <p>②措置を継続する必要性          人口減少問題への対応が喫緊の課題となっている中、首都圏等からの若者などの呼び込み・呼び戻しは重要であり、東京都内におけるU・Iターンフェアの取組等は、U・Iターン希望者が道内企業に面談で詳細を聞くことができる機会の一つであることから、産業人材の誘致促進に向け取り組みを継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	<p>求人・求職情報の提供、東京都内におけるU・Iターンフェアの取組等により、産業人材誘致において一定の成果を上げている。</p> <p>U・Iターンフェアについては、平成27年度に、北海道からの要請により、昨年度まで年1回のU・Iターンフェアを年2回に増やすなど、緊密な連携の下、事業を強化している。</p> <p>なお、これらは、地域の雇用対策に一体となって取り組むため締結する「雇用対策協定」に基づく取組として実施しているため、運営協議会を開催するなど、計画的なP D C Aサイクルの下、効果的な事業が可能となっている。</p>

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	国有林と民有林が一体となった森林づくり
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	流域を単位とした国有林・民有林の一体的な整備や効果的な普及啓発を国と道で実施する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程表等に沿って事業を実施している。林政連絡会議及び治山事業連絡調整会議については、毎年定期的に開催している。</li> <li>・これまでに、森林整備協定を29件締結、森林共同施業団地については、昨年度までに23団地を設定した。また、シカによる農林業被害が深刻化する中、国、道等が連携して捕獲等の対策に取り組んでいる。</li> <li>・また、森林の観光資源としての活用を進めるため、国有林及び道有林のみどころを紹介してきたことに加え、道民の自主的な森林づくり活動等を支援するため、活動フィールドとしての森林の提供などに取り組んでいる。</li> </ul>
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>①林政連絡会議及び治山事業連絡調整会議において、森林機能の向上に係る検討や災害復旧計画についての連絡調整等を行うことにより、国有林と民有林が一体となった森林づくりに関し行政レベルでの円滑な連携が図られる。</p> <p>②各地域での森林整備協定締結やシカ対策等により、道民のニーズに沿った地域の特性や重視すべき機能に応じた森林の整備・保全が一体的に図られるとともに、森林作業による雇用の創出、地域産業の振興が図られる。</p> <p>③森林とのふれあいなどに必要な活動フィールドの提供等により、森林ボランティア団体や企業が地域と連携した森林づくり活動が活発となり、道民との協働による森林づくりの推進が図られる。</p> <p>④森林環境教育等の実施により、森林の多様な機能や環境問題に対する関心が高まり、自然に関する科学知識の学習や社会に貢献する情操豊かな人間性の形成が図られ、森林を社会全体で支えるという気運が醸成されている。</p>
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 北海道の森林面積の6割を占める国有林と民有林が一体となり取組を進めることは、森林の多面的機能の発揮や地域産業の振興、道民との協働による森林づくり活動等を推進する上で重要である。</p> <p>②措置を継続する必要性 北海道の多様で豊かな森林づくりを進めるためには、今後とも北海道森林管理局と北海道が連携して、流域を単位とした国有林、民有林の一体的な整備や、森林づくりに関する効果的な普及啓発を展開することが重要であり、措置の継続は必要である。</p>
(7) 関係省庁による評価	<p>北海道の森林面積の6割を占める国有林と民有林が一体となり取組を進めることは、森林の多面的機能の発揮や地域産業の振興、道民との協働による森林づくり活動等を推進する上で重要である。</p> <p>北海道の多様で豊かな森林づくりを進めるためには、今後とも北海道と北海道森林管理局が連携して、流域を単位とした民有林、国有林の一体的な整備や、森林づくりに関する効果的な普及啓発を展開することが重要であり、措置の継続は必要である。</p>

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	農作物被害調査の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	農作物被害調査の国、道、市町村等による連携した取組について、具体的な方法等を検討する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	農作物被害調査連絡会議の下で、農作物被害単価等の情報交換を行っており、工程表に沿って取り組みを実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国による一定の基準に基づいて算定された資料は貴重かつ有益であり、被害が発生した際、北海道における被害金額見積りの参考資料としている。また、被害の実態を把握する上で、迅速かつ的確に被害金額を算定することは、被害を受けた農業者にとっても有益である。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出          国の統計機関が算定する被害単価の活用は、的確な被害金額の算出につながり、被害対策等を実施するに当たり、有益であると評価する。          また、地域段階における相互連携の充実に向けた検討を引き続き行うことが必要である。</p> <p>②措置を継続する必要性          「北海道地域防災計画」の見直しや「北海道強靭化計画」の策定などによる災害対策の強化により、被害の状況を迅速かつ的確に把握することがこれまで以上に重要となっていることから、今後とも国と道の連携した対応を充実させるため、措置の継続が必要である。</p>
(7) 関係省庁による評価	農作物被害における実態把握は、災害対策等の的確な実施はもとより、国民に対する食料の安定供給の観点からも最重要課題と位置づけられる。国と道が連携することにより、迅速かつ効率的で的確な実態把握が可能となることから、事業の継続は必要不可欠である。 今後、さらに議論・検討を重ね、相互連携を深めていきたい。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	地域づくりやグリーン・ツーリズムの取組など、国や自治体が一体となって推進体制を整備し、総合的に推進する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<p>工程表に沿って以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流に関する連携活動に向けた検討として、道、JA道中央会、北海道開発局、北海道農政事務所、北海道統計・情報事務所（現在の農政事務所に統合）を構成員とする連絡会議を設置（H18.3.17）。</li> <li>・ 連携の実施として、「農業・農村ふれあいネットワーク」幹事会（H18.5.15）及び定期総会（H18.6.13）にて、国からも北海道開発局、北海道農政事務所が賛助会員となることを議決。</li> </ul> <p>また、関連団体において以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道庁赤れんが庁舎において、「田舎体験 in 赤れんが」を田舎体験 in 赤れんが実行委員会と農業・農村ふれあいネットワークで連携して実施（H18.9.30、H19.10.13、H20.9.20）。</li> <li>・ 札幌市内において、「with you まるごと体験！北の農業スペシャル」を北海道農協青年部協議会、JA北海道女性協議会、農業・農村ふれあいネットワークの3団体で連携して実施（H22.2.27、H23.2.26、H24.2.25）。</li> <li>・ フォーラム「農と学びの連携を考える」を北海道農協青年部主催により実施。（H26.2.23、H27.2.28）</li> </ul>
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国と北海道が一体となって、北海道におけるグリーン・ツーリズムの情報発信、北海道産食材を主とした料理体験、食育セミナー、模擬牛を利用した搾乳体験などの取組を行うことにより、北海道の都市農村交流の推進に寄与している。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>農業・農村の持つ教育などの多面的機能への理解が促進されている。また、グリーン・ツーリズムに取り組む農家も増加し、都市農村交流活動が広がってきてている。</p> <p>②措置を継続する必要性</p> <p>国際化の進展や高齢化等による農家戸数の減少など農業を取り巻く状況が厳しさを増す中、本道農業の維持・発展に向け、北海道の食料供給地域としての役割や農業・農村の多面的機能の理解促進は不可欠であり、関係機関が連携し都市農村交流や食育に取り組むことが重要であることから、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	関係機関による連絡調整会議の設置や関連団体による各種取組への参画を行ってきており、都市農村交流の推進のためには、今後とも引き続き、関係機関が連携して取り組むことが重要であることから、事業の継続が必要である。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	食糧法に基づき米穀生産出荷団体等が作成する「生産調整方針」の認定に関する指導業務などを共同で行う。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	「連携・共同事業に係る実現に向けた工程表等」に沿って事業は実施されている。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国と北海道が共同・連携して当該事業を実施することは、北海道における需給調整及び水田農業の推進において有効に機能している。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出            北海道における水田農業の発展を図るために、生産数量目標に見合う主食用米の生産とともに、需要のある作物の生産を振興する水田フル活用などの取組を進めることが重要であり、北海道と国が連携・共同して、地域協議会等の指導や調整等を行うことにより、米の需給調整や経営所得安定対策の円滑かつ効果的な推進に寄与している。</p> <p>②措置を継続する必要性            米の需給調整や経営所得安定対策等の推進に当たって、地域協議会等に対する指導や調整などが円滑かつ効果的に図られるためには、今後とも、連携・共同事業として措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	北海道と国が共同・連携して当該事業を実施することにより、米の需給調整や経営所得安定対策等の推進につながっており、地域水田農業の推進に寄与している。よって、当該連携・共同事業は継続の必要性のある措置と認められる。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	道内における食育推進活動の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	食育に関する取組について情報を共有し、緊密な連携を図る。 地域における食育推進活動の情報の共有化と支援活動の実施。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	情報の共有化を図るとともに、地域の活動に関しても相互協力を実施。 工程表に沿って事業を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	石狩、上川北部、根室等各地域で、食育推進ネットワーク会議等を実施し定期的に情報共有を行うとともに、地域の実情に合わせた食育を推進している。また、北海道及び各総合振興局・振興局と連携を図り、道内市町村における食育推進計画作成等に向け協力している。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 これまで、道農政事務所による食育に関する協議会や検討会、地域の食育推進の会議への参画など、取組を連携して進めてきたが、市町村食育推進計画の作成率の伸び悩みや、食育に関心がある道民の割合が、近年、低下などの課題があり、今後とも取組を連携して進める必要がある。</p> <p>②措置を継続する必要性 市町村計画の作成促進において、H28.4 から所管省庁となる農水省の協力が必要となるとともに、道財政が厳しい中、道内の取組への支援は、国の助成に頼る部分が大きいことなどから、今後とも関係者が連携して取組を推進する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	道本庁及び総合振興局・振興局との協力体制の下で道内における食育の推進を図ってきたところであり、日本型食生活を実践している人の割合が上昇しているなどの成果をあげてきている。地域の食育推進に向けた各総合振興局・振興局における食育推進協議会に構成メンバー等として参加することで、今後も引き続き、緊密な連携を図り、道民の生活に密着した食育を推進する必要がある。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	第3種及び第4種漁港の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	国と北海道の連携を深めて、第3種及び第4種漁港に係る計画上の課題を共同で検討する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	北海道開発局と北海道との調整が整い、特定計画の資料策定に係る現地調整会議を共催している。共催実績は、平成17年12月19日のウトロ地区以降、平成27年9月1日までに60件にのぼっており、工程表に沿って取組を実施している。(17年度：4件、18年度：5件、19年度：6件、20年度：2件、21年度：6件、22年度：4件、平成23年度：1件、24年度8件、25年度：13件、平成26年度：8件、27年度：3件)
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	計画の策定及び変更を行う際に必要な資料の作成において、国と地方の両方の視点から、効率的・効果的に検討する事ができ、北海道の第3種及び第4種漁港の的確な事業実施が行われている。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 事業実施者（国）と漁港管理者（道）との有効な連携が図られており、改善すべき事項等はない。</p> <p>②措置を継続する必要性 事業は今後も継続実施されるため、引き続き連携を図りつつ、計画策定及び変更を行う必要があり、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	本措置により、北海道の第3種及び第4種漁港における特定漁港漁場整備事業の円滑な実施が図られており、今後とも措置を継続していくことが必要である。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	国営農地再編整備事業の緊密な連絡調整を図るため、連携会議を設置・運営する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	工程表なし
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	連携会議の設置・運営による事業の共同実施により、事業関係者間の緊密な連絡調整が可能となり、生産性の向上・地域農業の展開方向に即した農業構造の実現・農業振興を基幹とした総合的な地域の活性化などを目的とする事業の円滑な実施が図られており、事業の共同実施が地域における住民の生活・経済・社会の向上に資するとともに、「安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進」を掲げる北海道の施策推進に寄与している。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出          国営農地再編整備事業においては、農地再編構想や営農計画、土地利用再編計画などの各種の検討及びそれらの総合的な調整等が重要である。          連携会議の設置・運営により、事業関係者間の緊密な連絡調整が図られており、事業の円滑かつ効果的な推進に寄与している。</p> <p>②措置を継続する必要性          今後とも事業関係者間の緊密な連絡調整を行い、より一層、事業を円滑かつ効果的に推進していくため、連携・共同事業として措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	連携会議の設置・運営によって、関係者間の緊密な連絡調整が行われ、北海道の国営農地再編整備事業の円滑な実施が図られており、今後とも連絡調整という形での措置の継続は必要である。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出
(2) 関係省庁等	経済産業省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	国と道の密接な連携により、協調した支援施策の展開によるバイオ産業の振興、中小企業のIT利活用の促進、IT産業の振興を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	実施されている。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>国と道との密接な連携・共同事業の実施等により、道内IT産業は、売上高4,093億円（1.4倍）、従業員数20,234人（1.2倍）、道内バイオ産業は、売上高549億円（2.9倍）、従業員数1,757人（2.4倍）に増加。経済活動の発展に貢献している。</p> <p>※数値は、平成25年度実績、（　）は10年前と比較した伸び率。</p>
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出          道及び北海道経済産業局との連携により、道内のバイオ産業は大きく成長しており、道内の経済活動の発展に大きく貢献している。特に、平成25年度に北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo（ドウ））を創設したことを契機に、科学的根拠に基づいた機能性素材や機能性食品開発に向けた積極的な動きが見られ、更なる成長が期待される。</p> <p>②措置を継続する必要性          道としては、ヘルシーDoの推進など、食関連産業やバイオ産業等との連携による食の高付加価値化に重点的に取り組むこととしており、引き続き国と道との密接な連携が必要不可欠である。</p>
(7) 関係省庁による評価	クラスターという体制そのものは現在無いが、国と道との密接な連携は続いており、10年前に比べて道内バイオ産業の売上高が2.9倍になるなど、経済活動の発展に貢献している。今後も、密接な連携をはかけてまいりたい。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施
(2) 関係省庁等	国土交通省、市町村
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	異常気象時における国と道・市町村の除排雪について、相互代行、受委託等を試行的に実施する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	平成16年度から北見市を先進モデル地区として検討会、共同訓練等を実施し、現在は各地域道路防災連絡協議会において管内自治体等と豪雪に関するワーキンググループの開催を全道展開し事業実施中である。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国と自治体が連携・共同で事業を行うことにより、豪雪など異常気象時における道路の除排雪について、連絡体制の確立及び情報共有により速やかな対応ができるほか、関係機関が共同で実戦を想定したシミュレーションを実施することで円滑な対応が可能となり、地域防災力の向上並びに地域住民の安全・安心の確保に寄与するものである。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 各地域で開催している連絡調整会議などを活用して、国、道、各市町村及び関係機関において情報共有や連携強化が図られている。</p> <p>②措置を継続する必要性 スムーズな応援除雪の実施など、道路管理者間の連絡体制が機能しており、引き続き連携強化をしていく必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	北海道全体の防災対応力の向上のため、豪雪等の冬期交通障害の発生に備えた地域防災協力体制の整備や災害時等の情報伝達の充実等に各地域で取組んでおり、国・道の緊密な連携・協同が継続して図られている。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
(2) 関係省庁等	国土交通省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	気象情報や道路通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムを構築する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	「防災情報共有システム」の運用による現地動画情報のリアルタイム共有、観測情報等共有のためにシステムに接続する関係機関の拡大、そのために必要なシステム整備等を行っており、工程表に沿って事業が実施された。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	「防災情報共有システム」の参加機関・参加市町村や提供情報の拡大等により国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化を図ることができた。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出          国をはじめとする各関係機関の情報等を一元化することにより、お互いの情報共有がスムーズに図られ、各機関との防災対応などの連携強化に有効である。</p> <p>②措置を継続する必要性          今後も各機関が持つ映像や情報などが一元化されることで、各機関が足りない情報などを補完でき、より精度の高い情報が得れるようになり、迅速かつ的確な防災対応や施設管理を行うことが可能であることから継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元的な管理や運用については、特に支障なく実施されており、引き続き、事業の円滑な実施に努めてまいりたい。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
(2) 関係省庁等	国土交通省、内閣府、総務省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	防災体制や防災装備の一元的な管理や運用を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	国と道は、連携を密にしながら円滑な災害対策に努めており、また、防災ヘリ等の防災装備を一体的に活用した実績もあるなど、工程表に沿って事業が実施された。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	道の設置する災害対策本部に国の機関が加わることで、被害情報や災害対応情報の共有・一元化を図るとともに、各機関が有する各種防災対策装備を災害時等に一体的運用することで、より迅速かつ効果的な災害対応の実現を図ることができた。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 道が設置した災害対策本部への連絡要員の配置など災害情報の共有により的確な防災体制をとり、防災装備の一体的な運用を図ることで、迅速かつ効果的な災害対応ができた。</p> <p>②措置を継続する必要性 防災体制や防災装備の一元的な管理により、迅速かつ効果的な災害対応が可能であり、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	防災体制や防災装備の一元的な管理や運用については、特に支障なく実施されており、引き続き、事業の円滑な実施に努めてまいりたい。

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	道路管理者が連携した案内標識の整備
(2) 関係省庁等	国土交通省、市町村
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要幹線道路から観光地まで一環した誘導を目的とした案内標識整備を実施する。</li> <li>・ 国や自治体などそれぞれの道路管理者が連携し、一体的な整備を実施する。</li> </ul>
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程表に沿って事業は実施した。</li> <li>・ 小樽市では、平成19年2月に小樽案内標識整備計画を策定。平成19年9月から、小樽案内標識整備計画に沿って、小樽市内においては案内標識の設置を実施した（全56基設置済）。</li> <li>・ 函館市では、平成22年2月に函館市歩行者用案内標識整備計画を策定。平成22年3月から、函館市歩行者用案内標識整備計画に沿って、函館市内においては案内標識の設置を実施した（全104基設置済）。</li> </ul>
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国と自治体が連携・共同して事業を行うことにより、施設名称等の情報及び標識デザインの整合性、既存標識の老朽化が改善されて、整備実施前よりも、観光客等の道路利用者を目的地まで円滑に案内できるようになった。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出          国と自治体が連携・共同して事業を行うことにより、施設名称等の情報及び標識デザインの整合性、既存標識の老朽化が改善された。</p> <p>②措置を継続する必要性          事業計画の標識は、平成24年度に設置が完了し、今のところ、他地区での整備計画は無く、措置としては終了するが、今後、同様な計画が策定された場合についても各道路管理者が連携した一体的な整備が必要である。</p>
(7) 関係省庁による評価	<p>道路管理者が連携した案内標識の整備については、特に支障なく実施された。</p> <p>今後もより一層の連携を図っていくため、情報交換を行っていきたい。</p>

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成 27 年 9 月 1 日時点)

(1) 事業名	ビジット・ジャパン事業に関する連携
(2) 関係省庁等	国土交通省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	ビジット・ジャパン事業に関する連携により、訪日外国人観光客の誘致施策の効率的かつ効果的な展開を図っている。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	北海道運輸局は、北海道に対し、ビジット・ジャパン地方連携事業の実施方針についての情報提供を行うとともに、連携して事業者選定・選択に係る仕組みづくりを行っており、工程表どおり事業が実施されている。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影	平成 26 年度の訪日外国人来道者数は 154 万人であり、平成 24 年度と比べ、約 2 倍に増加する等、ビジット・ジャパン地方連携事業は、訪日外国人旅行者数の拡大に貢献し、経済の活性化につながっている。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 北海道運輸局と道が連携して実施することにより、アジアを中心とした来道外国人観光客の増加に寄与しているほか、欧米、中東等の新規市場へのアプローチにおいても協働により効果的な取組を展開している。</p> <p>②措置を継続する必要性 来道外国人観光客 300 万人達成を目指し、訪日外国人観光客数拡大に寄与するためにも、リピーター層が増大するアジア市場や、東京オリンピック・パラリンピックの好機を活かした欧米等の新規市場獲得など、変化する外国人旅行者市場動向を踏まえた取組を、北海道運輸局との協働により効果的に推し進める必要があることから、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	<p>訪日外国人旅行者の拡大という共通の目標に向かい、国と道は十分な連携のもと、事業を実施しており、高く評価できるものと考えている。</p> <p>【事業例】 Hokkaido Snow Travel Expo 2014 in NISEKO（旅行会社招請、メディア招請） ビジット・ジャパン地方連携事業として実施された Hokkaido Snow Travel Expo 2014 in NISEKO では、アジア・豪州地域などから旅行会社やメディア関係者 49 名を招請し、商談会や周辺観光地視察などにより冬季旅行商品の造成を促進した。被招請旅行会社による冬季送客数は 4,494 人であった。</p>

## 道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(平成27年9月1日時点)

(1) 事業名	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携
(2) 関係省庁等	環境省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及び道の巡視区域が重複する箇所の取得情報の相互共有のための連絡体制の整備を図る。</li> <li>・ 国及び道との情報交換を目的とした会議等の場を活用し、意見交換・協議を行う。</li> </ul>
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<p>平成18年2月以降、道と環境省の情報交換の場を設定しており、工程表に沿って事業を実施している。具体的には以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報交換等の連絡体制を整備するとともに、各種会議等の場を活用し、情報交換等を実施</li> <li>・ 巡視区域が重複する箇所において、道と地方環境事務所が相互に得た情報を共有</li> </ul>
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	道と環境省の連携により、高病原性鳥インフルエンザウイルス等の早期発見、傷病鳥獣の迅速な保護、違反等の取り締まりの強化等が可能となっている。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 巡視区域が重複する箇所における情報共有のための連絡体制の整備や各種会議等の場を活用した情報交換等により、相互の連携が図られている。</p> <p>②措置を継続する必要性 相互の連携により、より効果的な巡視活動や事故等の未然防止等が期待できることから、今後も措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	情報の共有は、各国指定鳥獣保護区を含む管内全域における異常個体の早期発見等につながることから今後も連携に努めたい。